

地方独立行政法人市立吹田市民病院第3期中期目標の
期間の終了時の検討及び措置について

1 第3期中期目標の期間の終了時の検討及び措置

(1) 業務の継続又は組織の存続の必要性

地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）は、平成26年4月に地方独立行政法人へと移行し、自主・自立かつ効率的な運営を行いながら、救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療などの政策医療をはじめとして、地域に必要な医療を継続して提供する重要な役割を担ってきた。

令和7年7月に実施した第3期中期目標期間の業務実績に関する見込み評価では、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでおり、中期目標の期間の終了時において、『全体として中期目標を達成すると見込まれる。』と評価とした。

今後とも法人は地域の中核病院としての役割を果たしていくことが必要であると見込まれることから業務の継続は妥当であり、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を行うことが適当とする。

(2) 業務及び組織全般の検討、所要の措置

第4期中期目標の策定に関する検討をもって業務及び組織全般の検討とし、法人への中期目標の指示をもって所要の措置とする。

2 根拠法令（地方独立行政法人法）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。